

議案第12号

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月9日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

杉並区事務手数料条例（平成12年杉並区条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項中「及び第3項」を「、第3項及び第5項」に改め、同表の7の2の項及び9の2の6の項中

「 ウ 2,000平方メートルを超え1 万平方メートル以内のもの 24 0,000円 エ 1万平方メートルを超え5万平方 メートル以内のもの 319,00 0円 オ 5万平方メートルを超えるもの 587,000円 」	を	「 ウ 2,000平方メートルを超え1 万平方メートル以内のもの 24 0,000円 」 に改
---	---	--

める。

別表第1の123の8の2の項及び123の8の3の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表の123の8の4の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同表の123の9の項から123の11までの項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表備考3中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に改め、同表備考6、備考7、備考9及び備考10中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法

律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第2の12の項中「都民税」の次に「並びに森林環境税」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 杉並区事務手数料条例及び杉並区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（令和5年杉並区条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）」を「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）第1条の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「旧法」という。）」に、「同法第34条第1項」を「旧法第34条第1項」に、「同法第36条第1項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項」に改める。

（提案理由）

地域生活支援拠点等に係る地域生活支援手数料を定める等の必要がある。

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

附則第2項による改正（杉並区事務手数料条例及び杉並区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>附 則</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第67号）の施行の際、現に<u>脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）第1条の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「旧法」という。）第35条第1項の認定を受けている又は旧法第34条第1項の規定による認定の申請がなされている建築物エネルギー消費性能向上計画の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定による変更の認定の申請については、旧条例別表第1の123の10の項及び備考の規定は、なおその効力を有する。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第67号）の施行の際、現に<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）</u></p> <hr/> <p>第35条第1項の認定を受けている又は<u>同法第34条第1項</u>の規定による認定の申請がなされている建築物エネルギー消費性能向上計画の<u>同法第36条第1項</u></p> <hr/> <p>の規定による変更の認定の申請については、旧条例別表第1の123の10の項及び備考の規定は、なおその効力を有する。</p>